

<JETRO 米国法務セミナー>

トランプ政権下の戦略的なビザ申請 ～気になる米国ビザ審査の最新情報～

2020年2月13日

RBL Partners PLLC 代表弁護士
ボアズ 麗奈

自己紹介



ボアズ麗奈
RBL Partners
代表弁護士

<略歴>

ニューヨーク州弁護士。ニューヨーク大学経済学部、フォーダムロースクール卒業。全米最大の移民法弁護士事務所、Fragomen, Del Rey Bernsen & Loewyにて多くの在米日系企業を担当。2010年に独立し、RBL Partnersを設立する。米国移民法を専門とし、雇用法、コンプライアンス対策等の法的サポートを提供しながら、講演・執筆も多数実施。JETRO NYを通して進出企業やスタートアップの法務アドバイザーを務め、数々の在米日系企業の顧問弁護士でもある。2017年、2018、2019年度のNew York Super Lawyers (Rising Stars Under 40) に選ばれる。

<会社概要>

RBL Partners法律事務所は2010年に設立。ニューヨークを拠点に、ロサンゼルス、東京にも展開し、全米及び日本からも相談を受けている。在米日系企業を対象に、米国ビザ各種や労務全般・会社法など、幅広い法律分野をサポート。弁護士及びリーガルスタッフは全員バイリンガルで、日本語でアドバイスを提供している。

アジェンダ

- ❖ トランプ政権下の米国移民法制度、「The era of BAHA」
- ❖ 監査訪問 (USCIS Site Visit)の現状
- ❖ H-1Bビザに関する最新事情
- ❖ 2020年度の新規H-1Bビザ申請における新プロセス・注意点
- ❖ J-1 研修ビザの厳格化、研修プランの見直し
- ❖ 就労ビザ：E・Lビザの最新事情
- ❖ ビザ審査の厳格化～具体例① 日系企業の駐在員
- ❖ ビザ審査の厳格化～具体例② スタートアップ・進出企業
- ❖ ビザ審査の厳格化～具体例③ 短期出張者
- ❖ 今後のアドバイス、欠かせないビザ戦略

米国ビザの戦略がいかに重要か!?

1. ビザの審査動向や申請条件の解釈が急激に変動中
2. 米国ビザ申請の却下率は急増中
 - ▶ L-1ビザ：2019年度の却下率は約29%（2015年度は16%）
 - ▶ H-1Bビザ：2019年度の却下率は約24%（2015年度は6%）
3. ビザ申請中、取得後の監査訪問や、ビザ更新時の再審査で厳しいチェック
 - ▶ 2017年10月のガイダンス以降、ビザの更新も「新規」として新たな審査
4. ビザ却下・入国拒否の記録は今後の渡米に無期限に影響される



“The era of BAHA”

~2017年の「アメリカ人労働者の保護」から始まった
米国移民制度の厳格化~



Buy American and Hire American (“BAHA”)

2017年4月18日 : Executive Order (EO 13788)

“Hire American” = 「アメリカ人雇用」

- 1) 外国人労働者のアメリカへの入国の厳格化
- 2) 雇用による移民制度の取り締まりを強化

2017年8月~ 米国国務省 (US Department of State)(東京米国大使館・大阪米国領事館等)

- ▶ 国務省のビザ審査手引きマニュアル、FAM (Foreign Affairs Manual) 改定
- ▶ 「アメリカ労働者を保護する」という条件が加わる (H/L/O/P/E ビザ対象)

******外国人労働者のビザ受入制度の厳格化・入国の取り締まりの強化******

ビザ審査の厳格化

ビザ審査の動向：

1. 審査期間が大幅に長引いている
 2. 審査が確実に厳しくなっている
 3. 追加で要請される資料が大幅に増加
- ▶ 「法律自体」の改定ではなく、法律の要件に対する「解釈」や「審査基準」の変更

監査訪問の現状

~USCIS Site Visit~

<監査管轄> 米国移民局 (US Citizenship & Immigration Service)

<監査目的> ビザの詐欺申請の防止

<最新事情>

- ❖ L/H ビザスポンサー企業への突然の監査訪問(USCIS Site Visit)の大幅増加
 - 2017年度 : 7,200件
 - 2019年度 : 12,542件 (4,000無作為、8,500ターゲット)
- ❖ 2019年より、ビザ取得前の、申請中 (Pre-Adjudication)の段階で監査が行われるようになる
- ❖ 無作為の監査に加えて、ターゲット企業への監査を増加
 - ターゲット企業 :
 - ✓ IT業界、コンサル業界 (第3社への派遣)
 - ✓ 中小企業・スタートアップ
 - ✓ H-1B Dependent 企業 (H1B就労者の雇用比率 15%以上)

*** 注意点 * 2019年秋より、OPT STEM卒業生を雇う企業を対象に、ICEによる監査訪問が開始**

H-1Bビザ申請における最新事情

H-1B 専門職 ビザ (学士号を必要とする専門職)

却下の現状 (新規申請)

FISCAL YEAR	DENIAL RATE	
FY 2019	24%	**H-1Bの更新申請の却下率は3%(FY15)から15%(FY19)に増加**
FY 2018	24%	**IT業界の平均却下率は40%以上 (FY19) (FY15は4~8%)**
FY 2017	13%	
FY 2016	10%	**追加要請(RFE)が届く割合は平均で50%以上に**
FY 2015	6%	

却下の主な理由:

- ❖ 職業が「専門職」の要件を満たさない (Computer系、Marketing系の職種等)
- ❖ H-1Bビザ労働者の賃金レベル
- ❖ H-1Bビザ申請者の学歴・職歴の専門性

2020年度の新規H-1Bビザ：新プロセスの導入①

<2020年度の新プロセス：H-1B Cap電子登録>

- ▶ 3月1日～20日：H-1B Cap電子登録手続、H-1B Cap候補者の受付期間
- ▶ 3月21日～31日：電子抽選の実施
(Regular CAP枠65,000件・US Master CAP 20,000件)
- ▶ 3月31日まで： 当選者の発表
- ▶ 4月1日～6月30日：当選者のみ、90日以内にH-1B請願書を移民局へ提出し、移民局の審査が行われる。

2020年度の新規H-1Bビザ：新プロセスの導入②

＊ ＊ 注意点 ＊ ＊

- ▶ H1B Cap候補者は、複数の企業を通して電子登録が可能。また、正式な請願書なしで電子登録が可能になる為、今まで以上の申請数が予測される
- ▶ 今年導入されたばかりの新電子登録システムであり、テクニカルな問題や、当選結果の遅れも考えられる
- ▶ OPT卒業生は、OPT期限までに請願書を申請しないと「CAP GAPルール」（OPT就労許可の自動延長）が適応されないため、注意が必要

J-1ビザの急激な厳格化について

J-1 ビザ 「国際文化交流」

(主に日系企業のインターンや研修生が企業研修に利用するビザ)

最近の動向：

- ▶ 米国労働者の雇用チャンスを奪うような就労的活動ではなく、研修の範囲内であることを細かく確認
- ▶ 母国で習得できない研修であることを厳しく審査

アドバイス

- ▶ 研修内容を見直し、実務や就労的活動がないことをチェック
- ▶ 面接時、渡航目的が「就労 (work/employment) 」ではなく、研修 (training) 」であることを強調する (適切な英語の表現としては”train” “learn” ”observe” ” job shadow”等)
- ▶ 研修内容が就労行為とみなされるリスクが高い場合、就労ビザを検討

就労ビザ：E ビザの最新事情

E-1 Treaty Trader (貿易) ・ E-2 Treaty Investor (投資)

東京アメリカ大使館・大阪アメリカ領事館の審査トレンド：

- ▶ 米国労働者の雇用が重要な審査基準に (Era of BAHA)
- ▶ 各グループ企業の個別のEビザ企業登録を厳しくチェック
- ▶ 「実態のある企業」 (real & operating enterprise) 要件を厳しく審査
- ▶ DS-156Eの会社情報の電子記入が義務化

就労ビザ：Lビザの最新事情

L-1 Intra-Company Transferee Visa（駐在員ビザ、海外転勤者ビザ）

L-1A：管理職・重役（Manager / Executive）

L-1B：技術職（Specialized Knowledge）

米国移民局の審査トレンド：

- ▶ 追加要請・却下がますます増加（L-1Bの却下率は35%、追加要請率 57.5%）
- ▶ 米国労働者の雇用率が重要な審査基準に（Era of BAHA）
- ▶ 今まで以上に細かい証拠書類が求められ、かなりの時間とコストが予想される

アドバイス

- ▶ ブランケットLプログラムの利用を検討
- ▶ L-1A「管理職」とL-1B「技術職」の選択を戦略的に検討

ビザ審査の厳格化の具体例①

～日系企業の駐在員～

日本の親会社から米国子会社へ中間管理職レベルの方が赴任を予定しており、就労ビザの申請が必要...

- ▶ Eビザ・Lビザのどちらが適切か？ ➡ 戦略的に選択
- ▶ ブランケットLプログラムを通したLブランケット申請は可能か？

注意点

- ❖ 兼務・職務の変更や移動の可能性等を考慮したうえでのE/Lビザの選択を
- ❖ L-1A「管理職」枠で進める場合、移民局が求めるレベルの「管理職」の要件を事前にチェック（例：部下の細かい情報、各部下の職務内容、学歴・職歴、報酬額等）

ビザ審査の厳格化の具体例②

～スタートアップ・進出企業～

米国子会社を設立し、事業の運営を開始する為に日本から駐在員が就労ビザを取得予定...

- ▶ Eビザ・Lビザのどちらが適切か？ ➡ 新会社Lビザの特別枠
- ▶ L-1A・L-1Bのどちらが適切か？ ➡ 戦略的に選択
- ▶ ブランケットLプログラムを通した申請は可能か？

注意点

- ❖ 新会社Lビザは1年のみなので、雇用開始日を慎重に検討
- ❖ 米国オフィスのチェックが厳しくなっており、図面・写真等求められる。ホームオフィスやShared Office(WeWork等) は更に注意が必要
- ❖ 1年後の企業成長が重要であり、BAHAに基づき、非常に細かい人事計画が必須

ビザ審査の厳格化の具体例③

～短期出張者～

米国企業へ日本から出張者が2ヶ月ほど渡米予定。活動内容は市場調査、契約交渉等...

- ▶ ESTAの範囲内か？
- ▶ 短期商用ビザ(B-2) は必要か？
- ▶ 就労ビザ(E-2、L-1、H-1B等)は必要か？

****注意点****

- ❖ 事前に滞在日数、渡米の頻度と活動内容を確認
- ❖ 「出張者」扱いでも、90日以内の滞在でも、活動範囲によってはビザが必要
- ❖ 入国時の受け答えの準備や、入国レター等の携帯を検討

最後に。。。。

1. 2月2日以降、新型コロナウイルス感染地域拡大を防ぐため、
米国は直近14日以内に中国滞在歴のある外国人の入国を禁止
(例外：米国市民、米国永住者（グリーンカード保持者）及び家族)
2. 中国滞在歴のある外国人の米国ビザ申請の発給が遅れる
3. 中国の米国大使館・領事館はビザ申請の受付を一時的に停止

今後のアドバイス： 欠かせないビザ戦略

1. 柔軟な人事対応制度を整える（時間の余裕、戦略的なビザ申請等）
1. コンプライアンスの強化（監査対策、人事トレーニング等）
2. 最新のアメリカ移民法情報の入手（常に新方針や変更がある）

ご清聴ありがとうございました！

** 新東京オフィスの連絡先 **

RBL Partners 株式会社

東京都港区六本木7-7-7 Tri-Seven Roppongi Bldg 8階

連絡先：info@rblpartners.com / 03-5789-5158

弁護士：ボアズ麗奈、林みゆき

連絡先：

info@rblpartners.com / www.rblpartners.com

お断り <Disclaimer >

セミナーの内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適したアドバイスを必要とする際には、必ず専門の弁護士にご相談ください。

This presentation provides information on legal issues and developments. The slides and presentation are not a comprehensive treatment of the subject matter covered and are not intended to provide legal advice. Seminar attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to the matters discussed in this presentation.